

へきなん福祉センターあいくる飲料用自動販売機設置スペース貸付仕様書

へきなん福祉センターあいくる飲料用自動販売機設置スペース貸付については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

1 行政財産の貸付場所

へきなん福祉センターあいくる 1階まちかどギャラリー内 約1.5㎡

(自動販売機設置面積約1㎡及び容器回収ボックス設置面積約0.5㎡とする。)

2 使用の形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく、行政財産の貸付とする。

3 貸付の目的

自動販売機1台及び容器回収ボックスの設置場所として

4 貸付期間

令和5年3月3日から令和8年3月2日まで（3年間）

5 貸付料等

(1) 貸付料は、行政財産貸付料支払い額に、消費税相当額として、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額とする。

(2) 自動販売機の販売に係る電気料は、貸付料とは別に実費分を市が設置者に請求する（別表1参照）そのため、設置する自動販売機には積算電力計を設置者が取り付けるものとする。電気料の積算及び請求の手続きは、翌月1日（1日が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）の場合は、次の土曜日、日曜日、祝日及び年末年始以外の日）に市担当が確認した積算電力計の指示量に基づき、市が設置者に請求するものとする。

6 貸付料等の納付

(1) 前項により算定した額のうち貸付料は、各年度毎に当該年度の当該月数分を一括で前納すること。ただし、契約開始年の令和4年度及び契約終了年の令和8年度については、休館日を含めた日割計算にて金額を算出する。

(2) 前納した貸付料について、設置事業者の責めに帰する理由により契約の全部又は一部を解除した場合は返還しないこととする。

(3) 前項により算定した額のうち電気料は、実費相当分を市の請求に基づき、翌月末日

までに納付すること。

- (4) 貸付料及び電気料の算定において1円未満の端数が発生するときは、その端数を切り捨てた金額とする。

7 貸付料以外の経費

自動販売機及び積算電力計その他付帯設備の設置や撤去に要する工事費、移転費等の費用、その他販売に係る諸経費は全て設置者の負担とする。

8 転貸等の禁止

自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。

9 使用上の制限

- (1) 設置機器は、災害救援ベンダー及び省エネルギータイプのもの（最低でもヒートポンプ方式を採用した機種、又はピークシフト自販機）を採用すること（新品でなくても可）。
- (2) 災害救援ベンダーは、災害停電時においてもスイッチの切替で商品が取り出せる機能を有すること。
- (3) 災害発生時に市が避難者に対して飲料の提供が必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で市に提供できること。
- (4) 設置機器は、児童及び車椅子利用者が容易に使用できるものを採用すること。
- (5) 販売価格は通常市販価格を参酌し、設置者において決定すること。
- (6) 販売した飲料の容器は、設置者の責任及び負担により回収し、各種法令に基づき適正に処理すること。また、設置者は容器ごとに分別回収可能な容器回収ボックスを適切な個数設置し、容器回収ボックスの周囲の清掃も心がけること。

10 設置条件

- (1) 設置場所には、現在、貸付期間が令和5年3月2日までの自動販売機が設置されているため、既存の自動販売機が撤去された後に設置すること。なお、令和5年3月3日からの営業が不可能だとしても、市は貸付料の返還等及びその他の補償等には応じないものとする。
- (2) 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認し、地震等で転倒しないよう安全に据え付けること。
- (3) 自動販売機に積算電力計を取り付けること。

- (4) 自動販売機設置面積は約 1 m²、回収ボックス設置面積は約 0.5 m²とし、各設置場所は、既存設置の自動販売機及び回収ボックスの設置状況を踏まえ、市と設置事業者の協議の上、決定すること。

11 撤去条件

- (1) 貸付期間満了時又は契約が取り消された場合、及び契約を解除した時には、設置者の負担により、速やかに機器撤去と同時に貸付場所を原状に復すること。ただし、特に市が承認したときは、原状に回復しないで返還することができるものとする。
- (2) 貸付期間満了時は、令和 8 年 3 月 2 日までに自動販売機等の撤去作業を完遂すること。なお、令和 8 年 3 月 2 日までの営業が不可能だとしても、市は貸付料の返還等及びその他の補償等には応じないものとする。ただし、令和 8 年 3 月 3 日以降も同設置者により自動販売機等の設置が継続される場合は、この限りではない。
- (3) 貸付期間満了前に、契約の解除等により自動販売機の撤去を行う際は、契約解除等の日までに自動販売機等の撤去作業を完遂することとし、契約解除等の日までの営業が不可能だとしても、市は貸付料の返還等及びその他の補償等には応じないものとする。

12 維持管理

- (1) 商品補充、容器回収及び金銭管理等、自動販売機の維持管理は、設置者が行うこと。
- (2) 設置者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。
- (3) 自動販売機の設置、修繕及び撤去の工事並びに商品の補充及び容器の回収の作業等設置に関する必要な全て工事等については、施設開館時間中に、施設利用者の施設利用の妨げとならないよう、安全に責任をもって行うこと。
- (4) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問い合わせやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず 24 時間対応すること。
- (5) 商品補充・容器回収頻度については、市と協議して決定すること。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、設置者の責任において対応すること。
- (7) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延無く手続きを行うこと。

(8) 市は、市の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、事業者は自動販売機が毀損、破損された場合、及び自動販売機とそれに付随する備品等が紛失した場合は、速やかに復旧し、復旧にかかる費用は事業者が負担すること。

13 商品の具体的な構成

12(2) の内容を遵守するとともに次に示す販売品目の条件を満たすこと。また、落札決定後、事前に市と協議すること。

(1) 清涼飲料水等の飲料とし、アルコールを含む酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売飲料は、缶又はペットボトル等の密閉式容器とすること。

(3) 販売飲料には、お茶、水、コーヒー、炭酸飲料水等を含むこと。

14 報告書の提出について

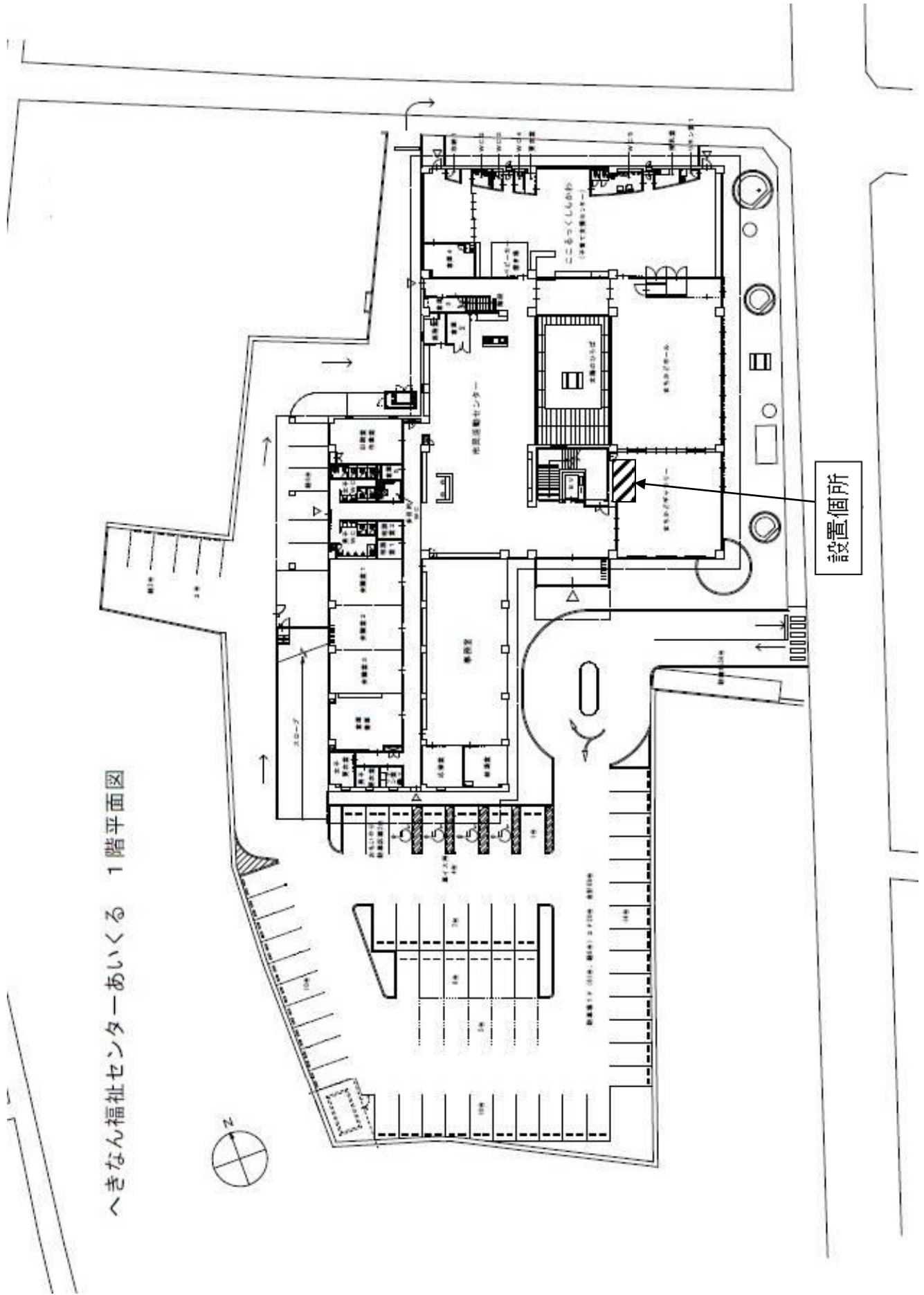
事業者は、月別の自動販売機の売り上げ状況（販売個数、売り上げ額）を半年毎に市に報告すること。

15 その他

(1) 市が、4 の貸付期間中に同施設内で他の飲料用自動販売機の新設を行った場合も、本仕様に基づく契約は継続するものとし、その場合も、5 の貸付料の変更は行わないものとする。

(2) この仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、市と設置事業者は誠意をもって協議し、対応すること。

へきなん福祉センターあいくる 1階平面図



中部電力の電気料金単価について

へきなん福祉センターあいくるの電気量料金契約は、高圧業務用電力F R（夏季、その他季の別とする契約）プランAになります。

自動販売機の販売に係る電気料は、中部電力の電気量料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額を踏まえた単価を、月の利用電気量に乗じた額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とします。

月の利用電気量は、当月1日に検針した積算電力計の値と、翌月1日に検針した積算電力計の値の差を、当月利用電気量とします（1日が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）の場合は、次の土曜日、日曜、祝日及び年末年始以外の日に検針します。）。

【参考：令和4年10月利用分】

1 電気量料金単価

項目	単価
電気量料金（その他季）	16.16円/kWh
再生可能エネルギー発電促進賦課金	3.45円/kWh
燃料費調整額	6.47円/kWh
合計額（請求単価）	26.08円/kWh

2 請求電気料

（令和4年11月1日の検針量 － 令和4年10月3日の検針量）× 26.08円

【参考：検針予定日】

令和5年度	4/3	5/1	6/1	7/3	8/1	9/1
	10/2	11/1	12/1	1/4	2/1	3/1
令和6年度	4/1	5/1	6/3	7/1	8/1	9/2
	10/1	11/1	12/2	1/6	2/3	3/3
令和7年度	4/1	5/1	6/2	7/1	8/1	9/1
	10/1	11/4	12/1	1/5	2/2	3/2